

岩国市建設工事における「週休 2 日工事」の試行要領

(趣旨)

第 1 条 本要領は、建設業の働き方改革の推進を図るために岩国市の発注する建設工事における週休 2 日の実現に向け、週休 2 日の確保に取り組む工事（以下、「週休 2 日工事」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 週休 2 日工事（現場閉所型）

- ア 「週休 2 日工事（現場閉所型）・通期」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- イ 「週休 2 日工事（現場閉所型）・月単位」とは、対象期間内でさらに連続する全ての 4 週間（28 日）において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ウ 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- エ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- オ 「4 週 8 休以上」とは、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(2) 週休 2 日工事（交替制）

- ア 「週休 2 日工事（交替制）・通期」とは、対象期間において、技能者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。
- イ 「週休 2 日工事（交替制）・月単位」とは、対象期間内でさらに連続する全ての 4 週間（28 日）において、技能者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。
- ウ 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、下請企業については施工体制台帳上の工期^{※1}を基本とする。

※1 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議で対象期間を設定するものとする。

エ 「4週8休以上」とは、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

（対象工事）

第3条 現場作業を行う期間が1週間以上で設計金額が130万円以上の土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）を対象とする（災害復旧工事を含む）。ただし、週休2日工事の実施が困難な工事は対象外とする。

（「週休2日工事（交替制）」の場合は、「現場作業を行う期間」を、「技術者及び技能労働者が従事する期間」に読み替える。）

（発注方式）

第4条 週休2日工事の発注方式については、次の各号による。

(1) 発注者指定型の「週休2日工事（現場閉所型）」として発注する。

また、現場閉所が馴染まない工事は、発注者指定型の「週休2日工事（交替制）」として発注する。

＜現場閉所が馴染まない工事の例＞

- ・緊急性が高い工事や通年維持工事等で休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・連続施工せざる得ない工事
- ・社会的要請により早期完成が望まれる工事

(2) 現場作業着手前に限り、受注者が発注者に協議したうえで、週休2日工事（現場閉所型）は週休2日工事（交替制）に、週休2日工事（交替制）は週休2日工事（現場閉所型）にそれぞれ変更することができる。

(3) 週休2日工事（現場閉所型・交替制）のいずれも困難な工事は、例外的に週休2日工事の対象としないことができる。

＜週休2日工事の対象外の例＞

- ・災害復旧工事のうち、応急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

（発注方法）

第5条 週休2日工事の発注方法については、次の各号による。

(1) 発注者は、週休2日工事の発注にあたって、入札公告又は現場説明書に「週休2日工事（現場閉所型又は交替制）の対象工事」である旨を明示する。

(2) 週休2日工事の発注時の工期については、「標準工期試算式（山口県設計標準歩掛表【運用編】）」又は「積上げ法（山口県設計標準歩掛表【運用編】）」により算定し、設定することを原則とする。

(実施方法)

第6条 週休2日工事の実施方法については、次の各号による。

- (1) 受注者は、契約後速やかに、発注者と週休2日工事の内容として、通期もしくは月単位のどちらを実施するか協議するとともに、受注者が作成した施工計画書（計画工程表）を基にクリティカルパス等の精査を行い、受発注者間で必要工期について確認を行うものとする。
- (2) 発注者は、(1)により工期の延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。

また、受注者は契約後の発注者との協議により決定した「週休2日工事」の実施内容を確実に履行するものとする。ただし、着手後に履行できないことが判明した場合には、速やかに発注者と協議すること。

なお、工事着手後に工程の変更理由が次に掲げるような受注者の責によらない場合にあっては、適切に工期の変更を行う。

- ア 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ウ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- エ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- オ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(週休2日の確認方法)

第7条 週休2日工事の確認方法については、次の各号による。

- (1) 週休2日工事（現場閉所型）

ア 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所を計画していた日（休工日）に現場作業を行う場合は、原則、当該週において休工日を振替できるものとする。

イ 受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認することができる実施工程表及び工事週報等を監督職員に提出するものとする。また、確認を要する期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。

なお、出面表等の根拠資料は提出不要であるが、監督職員や検査職員が請求した場合は、これを提示する。

- (2) 週休2日工事（交替制）

受注者は、工事完了後、技術者や技能労働者の勤務状況を確認することができる実施工程表及び工事週報等を監督職員に提出するものとする。また、確認を要する期間は、技術者や技能労働者が従事した期間とする。

なお、出面表等の根拠資料は提出不要であるが、監督職員や検査職員が請求した場合は、これを提示する。

(補正方法等)

第8条 週休2日工事の補正方法等については、次の各号による。

- (1) 週休2日工事（現場閉所型）

発注時は、通期の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。

受注者が月単位を実施するとした場合において、これらの達成が確認された場合に、月単位の補正係数を各経費に乗じたうえで変更契約を行うものとする。ただし、農林水産省所管事業については、月単位の補正はしないこととする。

なお、4週8休に満たない場合は補正しないこととし、補正分を減額する変更契約を行うものとする。

(2) 週休2日工事（交替制）

発注時は、通期の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。

受注者が月単位を実施するとした場合において、これらの達成が確認された場合に、月単位の補正係数を各経費に乗じたうえで変更契約を行うものとする。ただし、農林水産省所管事業については、月単位の補正はしないこととする。

なお、4週8休に満たない場合は補正しないこととし、補正分を減額する変更契約を行うものとする。

(3) 共通事項

なお、補正係数は別に定める「週休2日工事」における補正係数によるものとする。

（工事成績評定への反映）

第9条 週休2日工事の工事成績評定は、次の各号による。

(1) 週休2日工事（現場閉所型）

ア 受注者が月単位実施するとした場合において、この達成が確認された場合に、工事成績評定の考査項目別運用表において加点する。

イ 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。

(2) 週休2日工事（交替制）

上記(1)の「現場閉所」を、「技術者及び技能労働者の休日確保」に読み替えるものとする。

(3) 共通事項

提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

（工事表示板）

第10条 週休2日工事の受注者は、週休2日の現場閉所又は交替制に取り組んでいることを、工事表示板に明記するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日以後に地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項の規定による公告又は同令第 167 条の 12 第 1 項の規定による通知（以下「公告等」という。）を行う工事から適用し、同日前に公告等を行う工事については、なお従前の例による。